

## 中小企業・小規模企業者等を対象とした特定物質排出抑制計画・報告制度の見直しについて

### 1 兵庫県の温室効果ガス排出抑制計画・措置結果報告制度等の現状

#### (1) 兵庫県の温室効果ガス排出量の推移

兵庫県内の温室効果ガス排出量は、総量としては対 2005 年度比▲5.7% (2011) と減少しているが、民生業務部門（オフィス等）については、対 2005 年度比+10% (2011) と増加しており、新たな対策が求められている。

表 1 兵庫県の温室効果ガス排出量の推移

(単位：kt-CO<sub>2</sub>)

年度	1990	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011		
	(H2)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)	1990年度比	2005年度比
二酸化炭素	47,670	48,174	48,729	49,695	46,424	41,530	44,052	45,873	-3.8%	-4.8%
産業	2,490	3,743	3,672	3,926	3,267	3,024	3,308	4,116	65.3%	10.0%
民生(業務)	5,991	8,456	8,231	8,388	6,917	6,375	6,907	8,344	39.3%	-1.3%
民生(家庭)	8,613	9,317	8,919	8,811	8,275	8,198	8,337	8,356	-3.0%	-10.3%
運輸	3,476	3,203	2,551	2,113	1,962	1,855	1,859	2,038	-41.4%	-36.4%
その他	4,793	2,890	2,844	2,721	2,615	2,512	2,558	2,758	-42.5%	-4.6%
その他ガス	73,033	75,783	74,946	75,654	69,460	63,494	67,021	71,486	-2.1%	-5.7%
合計										

京都議定書の基準年

県目標の基準年

#### (2) 特定物質(温室効果ガス)排出抑制・措置結果報告制度(条例)

##### ア 概要

条例に基づき、対象事業所に対して、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告を義務付けている。

H26 年度からは、計画及び報告の概要を公表する予定。

##### イ 対象事業所

燃料、熱、電気の使用量が原油換算で 1,500kL/年以上の事業所

業務部門：約 200 社

産業部門：約 430 社

##### ウ 温室効果ガス排出量に占める割合

各部門において、対象事業所からの排出量(実績)が占める割合

業務部門：約 30%

産業部門：約 70%

#### (3) 中小企業・小規模企業者等に対する温室効果ガス排出抑制指導要綱に基づく指導(要綱)

##### ア 概要

要綱に基づき、特定物質排出抑制計画の作成・提出及び措置結果の報告(共に簡易版)を行政指導している。

##### イ 対象事業所

条例規模未満(原油換算で 1,500kL/年未満)の事業所であって、大気汚染防止法のばい煙発生施設(燃焼能力 50 L/時以上のボイラー等(専ら非常時において用いられるものを除く。))を設置している事業所

業務部門：約 930 社

産業部門：約 500 社

なお、提出の義務がないため、提出率は 5 割程度

##### ウ 各部門の温室効果ガス排出量に占める割合

各部門において、対象事業所からの排出量(実績)が占める割合

業務部門・・・約 10% (条例対象事業所と合算すると約 40%)

産業部門・・・約 1% (条例対象事業所と合算すると約 71%)

エ 現要網対象事業所のエネルギー使用量分布

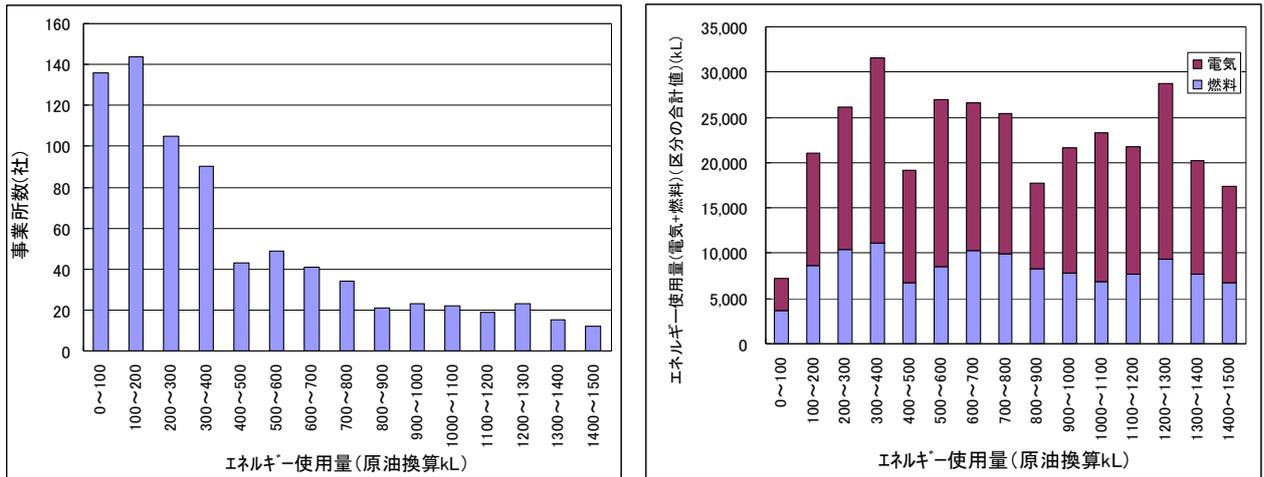


図1 現要網対象事業所におけるエネルギー使用量

表2 現要網対象事業所におけるエネルギー使用量

エネルギー使用量区分 (原油換算kL)	事業所数			エネルギー使用量		
	数	構成比	構成比 (逆順累計)	区分の合計値 (原油換算kL)	構成比	構成比 (逆順累計)
以上 未満 0~100	136	18%	100%	7,262	2%	100%
100~200	144	19%	82%	21,102	6%	98%
200~300	105	14%	64%	26,140	8%	92%
300~400	90	12%	50%	31,533	9%	84%
400~500	43	6%	39%	19,122	6%	74%
500~600	49	6%	33%	26,918	8%	69%
600~700	41	5%	27%	26,598	8%	61%
700~800	34	4%	22%	25,462	8%	53%
800~900	21	3%	17%	17,780	5%	45%
900~1000	23	3%	15%	21,693	6%	40%
1000~1100	22	3%	12%	23,344	7%	33%
1100~1200	19	2%	9%	21,737	6%	26%
1200~1300	23	3%	6%	28,682	9%	20%
1300~1400	15	2%	3%	20,220	6%	11%
1400~1500	12	2%	2%	17,345	5%	5%
計	777	100%	-	334,940	100%	-

↑ 引き続き要網で指導

↓ 条例対象に追加予定  
現要網対象事業所の事業所数の3割、全エネルギー使用量の7割をカバー

## 2 中小企業・小規模企業者等を対象とした特定物質排出抑制計画・報告制度の見直し案

### (1) 見直しの考え方

第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画に基づき、現要綱対象事業所に対し指針を定めて排出抑制計画の目標設定等の指導を行うにあたり、根拠を条例に位置付けることで、着実な削減対策の推進を図る。

### (2) 見直し案

#### ア 対象事業所

大気汚染防止法のばい煙発生施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）を設置し、エネルギー使用量（燃料、熱、電気の原油換算量）が年間 500kL 以上、1,500kL 未満の事業所を条例対象に追加

#### ○要件の考え方

着実かつ効果的な削減対策の推進を図るため、現要綱対象事業所のうち、エネルギー使用量年間 500kL<sup>\*1</sup> <sup>\*2</sup>以上の事業所を条例に位置付ける。

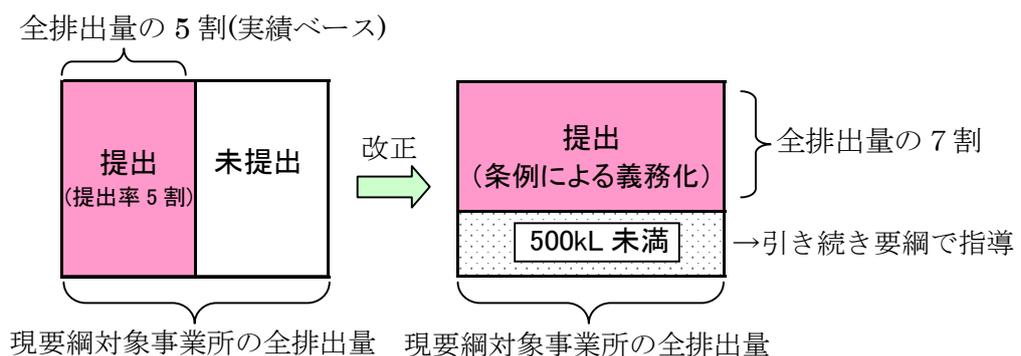
なお、エネルギー使用量年間 500kL 未満の事業所については、引き続き要綱で指導する。

※1：対象事業所数を現要綱の3割程度に留めつつ、現要綱対象事業所の全エネルギー使用量の7割程度をカバーできる規模。

現条例（年間 1,500kL 以上）の1/3であり、大気汚染防止法ばい煙発生施設のボイラー（燃焼能力 50L/時）を1日24時間、年間365日稼働させた場合のエネルギー使用量に相当する。

※2：条例に位置付けることで、提出が義務付けされることから、対象を500kL以上とした場合でも、現要綱事業所の全排出量に対する提出分の割合は向上する。（現行5割→7割。下記イメージ図参照）

#### <イメージ図>



#### イ 提出書類様式

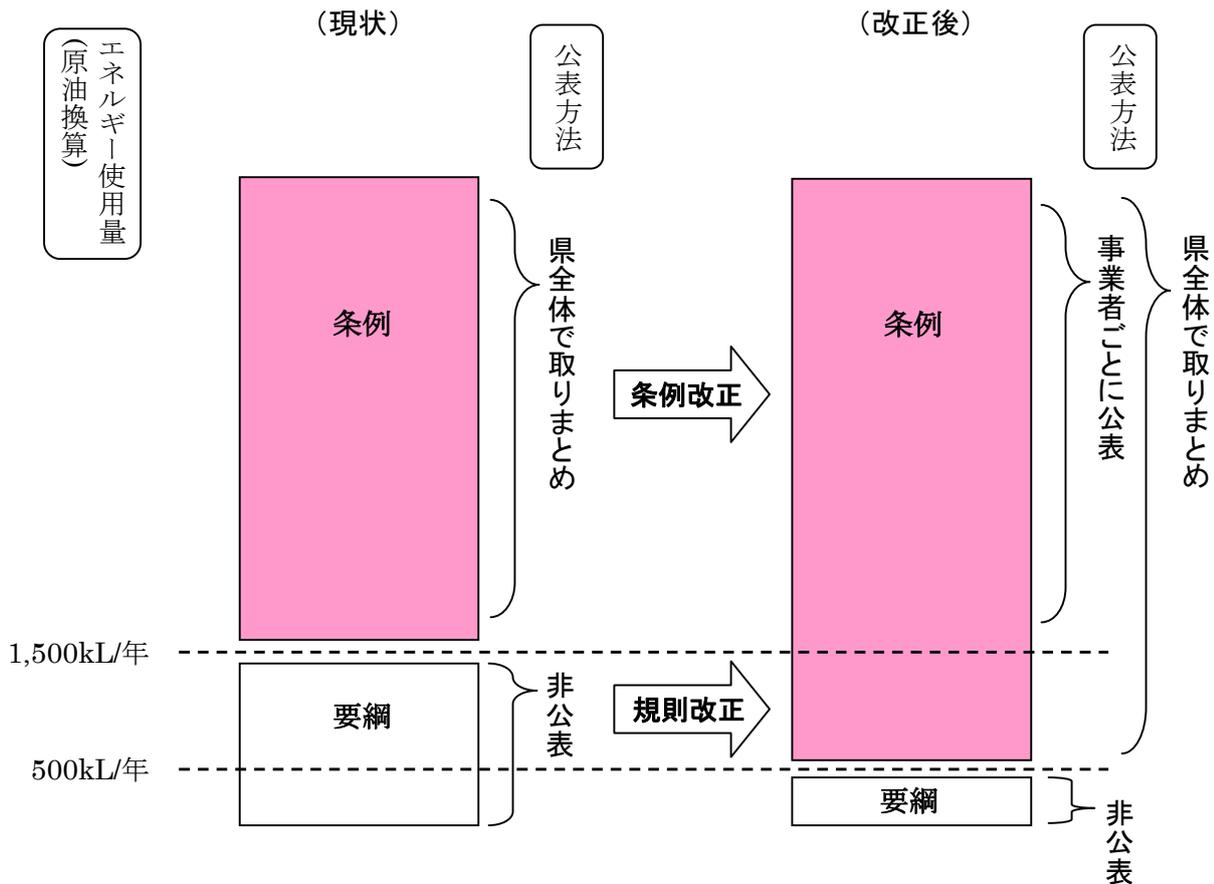
現要綱と同じとする。

#### ウ 公表方法

県は、現条例対象事業所（エネルギー使用量年間 1,500kL 以上）の特定物質排出抑制計画及び報告の内容を、事業者単位で公表（HPに掲載）する予定である。

エネルギー使用量が年間 1,500kL 未満の事業所については、事業者単位ではなく、対象事業所の合計温室効果ガス排出量を公表することとする。

<公表制度のイメージ図>



(3) 見直しの効果

ア 対象事業所数

	(現行条例)	(改正後)
約 460 社程度	(内訳) 産業部門：430 社	→ 660 社(+230 社)
	業務部門：200 社	→ 430 社(+230 社)

イ 部門内の温室効果ガス排出量に占める割合

	(現行条例)	(改正後)
産業部門	： 70%	→ 71%(+ 1%)
業務部門	： 30%	→ 42%(+12%)

4 今後の検討課題

現要綱対象外の事業所（エネルギー使用量が年間 1,500kL 未満で、大気汚染防止法ばい煙発生施設を設置していない事業所）の取り扱いについては、今後データ収集等を行った上で検討する。